

第217回国会閣第39号に対する修正案

第217回国会衆議院財務金融委員会可決

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第九条中「五年」を「三年」に改め、「ときは、」の下に「新資金決済法第二条の二第二号に該当する行為の範囲その他」を加える。